

## 発議案第2号

### 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への 記載を求める意見書（案）

四国遍路は、四国一円に広がる弘法大師空海ゆかりの八十八箇所霊場を巡る全長1,400kmに及ぶ壮大な回遊型巡礼で、多様な宗教・思想を受容し発展させるという日本固有の文化を体現し、往古の修行や巡礼形態を現在に伝え、今なお人々を救済し癒し続けており、日本国内、さらには世界的に見ても顕著な普遍的価値を有し、人類全体の生きた文化資産として将来の世代へ引き継いでいくべきものであることから、ユネスコ世界文化遺産として登録されるにふさわしいものである。

このようなことから、平成22年3月に、四国4県の産学官民が一体となって世界遺産の登録に取り組むため、「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題を解決するために、「普遍的価値の証明」部会、「資産の保護措置」部会、「受入態勢の整備」部会、「普及啓発」部会を立ち上げ、積極的に取り組みを進めている。

よって、国におかれては、多様な宗教・思想を受容し発展させるという日本固有の文化を体現し、往古の修行や巡礼形態を現在に伝え、今なお人々を救済し癒し続けている「四国八十八箇所霊場と遍路道」について、世界遺産候補として暫定一覧表への早期の追加記載を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月5日

香 川 県 議 会